

第2章 防災組織

部名	総括	班名	班長	分担事務	要員
				4 通信の運用及び無線の統制に関すること	
		予防班	予防課長	1 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること 2 消防等の広報に関すること 3 資機器材の調達に関すること 4 写真記録に関すること	予 防 課 職 員
		消防班	佐井消防分署長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること 2 被災者の救出、救護及び捜索に関すること 3 避難の勧告、指示及び誘導に関すること 4 障害物の除去に関すること 5 被災証明に関すること（火災に関すること）	消 防 分 署 署 員

3. 災害対策本部設置時に準じた措置

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、津波警報等の発表状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、村長は、災害対策連絡本部を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

なお、災害対策連絡本部の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準ずる。

(1) 災害対策連絡本部の設置

ア 災害対策連絡本部は、次の基準に該当したときに設置する。

(ア) 村内で、震度5弱、5強を観測する地震が発生したとき

(イ) 村に津波警報が発表されたとき

イ アに定める場合のほか、災害対策連絡本部は、次の基準に該当し、かつ村長が必要と認めるときに設置する。

(ア) 村内で震度4を観測する地震が発生したとき。

(イ) 村に津波注意報が発表されたとき。

第3節 動員計画

村の地域内において災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがある場合に、村は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定めるものとする。

1. 配備基準

配備基準は次のとおりとする。

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
警戒配備 災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する	1 津波注意報が発表されたとき 2 村内で震度4を観測する地震が発生したとき 3 村長が特にこの配	1 総務課は、地震・津波情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2 関係課は、各種情	1 関係課及び災害応急対策要員又は災害警戒対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、関係課の災害応急対策要員又は災害警戒対策要員

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
態勢	備を指示したとき	報収集に努め、総務課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。	が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
非常配備 全庁をあげて対処する態勢	1 村内で震度5弱、5強を観測する地震が発生したとき 2 津波警報が発表されたとき 3 村長が特にこの配備を指示したとき	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 各課及び各出先機関の災害応急対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、各課の災害応急対策要員が登庁し対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
	1 村内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 2 大津波警報が発表されたとき 3 村長が特にこの配備を指示したとき	災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 全職員が対処する。 2 休日等の勤務時間外においても、全職員が登庁して対処する。

- 注 1. 「関係課」とは、村長が防災とかかわりがあるものとして指定した課をいう。
 2. 「災害応急対策要員」とは、災害警戒対策要員に指定された職員及び各課長が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。
 3. 「災害警戒対策要員」とは、関係課の長が災害警戒対策に当たることとして指名した職員をいう。
 4. 平成29年2月に消防庁即報要領が改正となり、報告基準が震度5弱からとなったことなどを踏まえ、県では、職員参集における全庁対応の基準を「震度4」から「震度5弱」に変更している（平成29年4月1日から運用開始）

2. 職員の動員

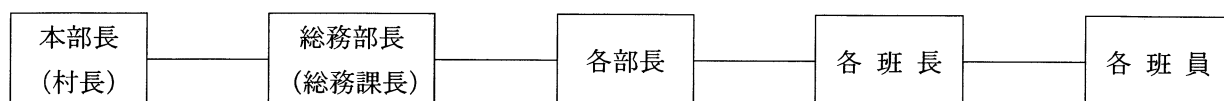
(1) 動員の方法

ア 職員の動員は、初動体制マニュアルに基づくものとし、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。なお連絡を要する場合は、次の連絡系統により行う。

(ア) 本部設置前



(イ) 本部設置時



第2章 防災組織

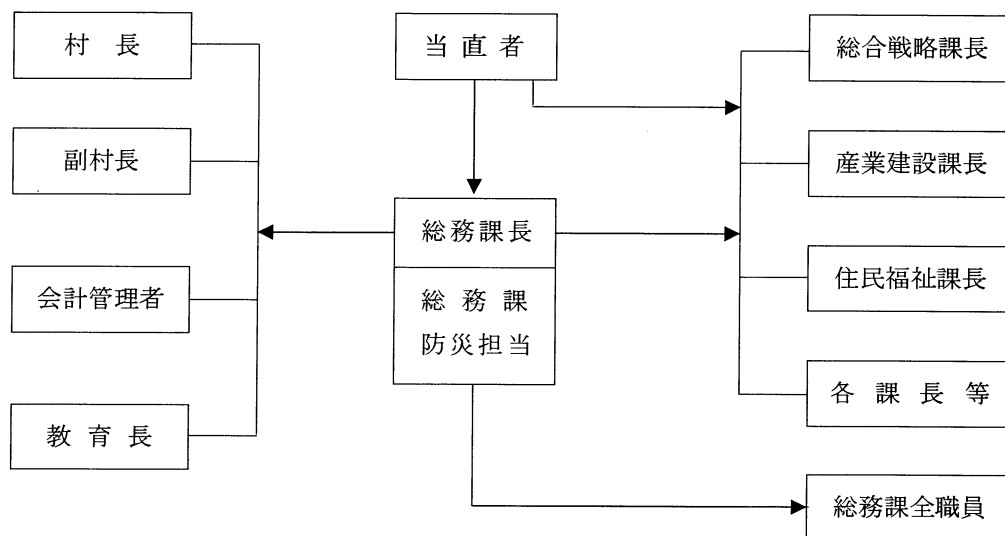
イ 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。

ウ 各部長は、部内各課（班）の応急対策に必要な職員が部内各課（班）における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務課長（総務部長）に応援職員の配置を求めることができる。

エ 総務課長（総務部長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。



(3) 勤務時間外における職員の心得

ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

イ 職員は、出勤途上知り得た被害状況又は災害情報を所属課長（班長）（又は参集場所の指揮者）に報告する。

(4) 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めた業務継続計画を策定するとともに、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて業務継続計画を見直すなど業務継続性の確保を図ることとする。

(5) 複合災害対策

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、後発災害への要員・資機材の投入判断や外部からの支援の早期要請等に係る対応計画等を作成するなどの備えを充実させるとともに、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害を想定した図上訓練等を実施することとする。